

すべての争議を勝利させる決議

労働争議の支援は労働組合の重要な活動の一部である。争議行為は、団体交渉に弾みを付け、労働組合と労働者に、解決力、交渉力を高める重要な手段となっている。いまや労働組合の組織率は20%を大きく下回り、労働組合や労働者が自らの雇用や権利を守るために労働委員会や裁判所で争うハードルが高くなっている。そんな時に、たとえ少数でも労働組合に加入し、声を上げ、労働者の権利向上と労働条件の改善を求めて闘うことは、多大な決意と勇気が求められる。改めて、立ち上がった仲間に敬意を表したい。

今期は、新聞労連：東京新聞「錬成費」争議、新聞協会争議、全印総連：コード社争議、民放労連：国会議員公設秘書による報道記者への性暴力事件国賠訴訟、NHK関連会社パワハラ裁判、出版労連：桐原書店争議、二玄社争議、映演共闘：ワーナー・ブラザース争議、テレビマンユニオン争議などがあり、24年度は埼玉新聞残業代不払い請求訴訟（新聞労連）、TW争議（電算労）、桐原書店争議（出版労連）、よみうりテレビサービス事件（民放労連）の3つの争議を解決することができた。

企業再編にともなう争議では長期化が目立つ。国際的M&Aを背景とするワーナー・ブラザース争議は3名の解雇者の案件に関しては金銭解決した後も、残る課題である「全洋労に対する和解協定否認、事前協議拒否、解約予告通知」について都労委命令では認められず、中労委に申立てて闘いを継続している。

中小企業のオーナー経営では労使紛争が長期化するケースも増えている。二玄社（出版労連）の山田組合員解雇撤回裁判も24年3月に倉庫移転にかかわる業務命令に従わなかったことを「組合と結託した」という理由で会社が雇用更新しなかったことを認めた不当判決が出て、控訴して東京高裁で係争が継続している。労働者は経営者の所有物ではないし、経営は労働者なくして成り立つものではないのだ。

MICはこれらの争議を解決するまで支援し、私たちの先達から受け継いできた「争議を解決する力」を磨き、将来へと引き継いでいきたい。MICに結集する9単産は、MICの仲間の争議はもちろん、航空産業で闘う仲間、協力・共闘関係にある全ての闘う仲間の争議を支援する。争議の早期解決と誰もが安心して働ける明日にむけて、創意工夫を重ねながら、運動を進めていこう。以上、決議する。

2024年9月28日

日本マスコミ文化情報労組会議

第63回定期総会